



鳥取県公報

平成16年12月28日(火)
号外第203号

毎週火・金曜日発行

目 次

人委規則	職員の修学部分休業に関する条例施行規則(27)(給与課)..... 1
	公平委員会の事務を鳥取県に委託している地方公共団体の管理職員等の範囲を定める規則 及びへき地手当等に関する規則の一部を改正する規則(28)(〃)..... 3
	任期付職員の採用等に関する条例施行規則等の一部を改正する規則(29)(〃)..... 6

人事委員会規則

職員の修学部分休業に関する条例施行規則をここに公布する。

平成16年12月28日

鳥取県人事委員会委員長 奥 田 悦 子

鳥取県人事委員会規則第27号

職員の修学部分休業に関する条例施行規則

(趣旨)

第1条 この規則は、職員の修学部分休業に関する条例(平成16年鳥取県条例第66号。以下「条例」という。)の規定に基づき職員の修学部分休業に関し必要な事項を定めるものとする。

(教育施設)

第2条 条例第2条第2項第4号の人事委員会規則で定める教育施設は、職員がその施設において修学することにより公務に関する能力の向上に資する教育施設として、任命権者があらかじめ人事委員会の承認を得たものとする。

(修学部分休業の請求)

第3条 修学部分休業の承認を受けようとする職員は、当該修学部分休業の承認を受けようとする期間の始まる日の前日から起算して30日前までに任命権者に請求しなければならない。

2 前項の請求は、修学部分休業の取得を予定している期間の全体についてあらかじめ行わなければならない。

3 任命権者は、第1項の請求について、その内容を確認する必要があると認めるときは、当該請求を行った職員に対して証明書類の提出を求めることができる。

(修学部分休業の承認の決定)

第4条 任命権者は、前条第1項の請求があった場合には、速やかに承認するかどうかを決定し、当該請求を行った職員に対して当該決定を通知するものとする。

(修学状況に変更があった場合等の届出)

第5条 修学部分休業をしている職員は、次に掲げる場合には、遅滞なく、その旨を任命権者に届け出なければならない。

- (1) 修学部分休業に係る教育施設の課程を退学した場合
- (2) 修学部分休業に係る教育施設の課程を休学した場合
- (3) 前2号に掲げるもののほか、地方公務員法（昭和25年法律第261号）第26条の2第1項の承認を受けた修学部分休業の内容に変更があった場合

2 任命権者は、前項の届出について、その内容を確認する必要があると認めるときは、当該届出を行った職員に対して証明書類の提出を求めることができる。

(雑則)

第6条 この規則に定めるもののほか、この規則の実施に関し必要な事項は、人事委員会が定める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、条例の施行の日から施行する。

(職員の給料の調整額に関する規則の一部改正)

2 職員の給料の調整額に関する規則（昭和31年鳥取県人事委員会規則第18号）の一部を次のように改正する。
次の表の改正後の欄中項の表示に下線が引かれた項を加える。

改 正 後	改 正 前
<p>(調整額の取扱い)</p> <p>第3条 略</p> <p>2 前項に規定する職員が地方公務員法（昭和25年法律第261号）第26条の2第1項の規定による修学部分休業の承認を受けて勤務しない場合における職員の修学部分休業に関する条例（平成16年鳥取県条例第66号）第3条に規定する勤務1時間当たりの給与額の計算においては、<u>給料と給料の調整額を加えたものをもってその基礎となる給料月額とする。</u></p>	<p>(調整額の取扱い)</p> <p>第3条 略</p>

(職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の一部改正)

3 職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則（昭和32年鳥取県人事委員会規則第10号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正後の欄中号の細目に下線が引かれた号の細目を加える。

改 正 後	改 正 前
<p>第13条 職員のうち、次の各号のいずれかに該当するものに対しては、前条の規定は適用しないものとする。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 第19条第2項に定める昇給の時期以前1年前において、勤務日等（職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成6年鳥取県条例第35号。以下「勤務時間条例」という。）第12条第1項及び県費負担教職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成6年鳥取県条例第36号。以下「県費負担教職員勤務時間条例」という。）第10条第1項に規定する勤務日等をいう。）から休日等（給与条例第12条に規定する祝日法によ</p>	<p>第13条 職員のうち、次の各号のいずれかに該当するものに対しては、前条の規定は適用しないものとする。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 第19条第2項に定める昇給の時期以前1年前において、勤務日等（職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成6年鳥取県条例第35号。以下「勤務時間条例」という。）第12条第1項及び県費負担教職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成6年鳥取県条例第36号。以下「県費負担教職員勤務時間条例」という。）第10条第1項に規定する勤務日等をいう。）から休日等（給与条例第12条に規定する祝日法によ</p>

る休日等及び年未年始の休日等をいう。)を除いた日のうち、次に掲げる事由により勤務しなかった期間及び任命権者(県費負担教職員にあっては市町村教育委員会)の承認を得ずして勤務しなかった期間が通算して30日を超える職員

ア~オ 略

カ 地方公務員法第26条の2第1項に規定する修学部分休業

(3)~(12) 略

る休日等及び年未年始の休日等をいう。)を除いた日のうち、次に掲げる事由により勤務しなかった期間及び任命権者(県費負担教職員にあっては市町村教育委員会)の承認を得ずして勤務しなかった期間が通算して30日を超える職員

ア~オ 略

(3)~(12) 略

(期末手当及び勤勉手当の支給に関する規則の一部改正)

4 期末手当及び勤勉手当の支給に関する規則(昭和41年鳥取県人事委員会規則第4号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正後の欄中号の表示に下線が引かれた号を加える。

改 正 後	改 正 前
<p>(期末手当に係る在職期間)</p> <p>第3条 略</p> <p>2 前項の期間の算定については、次に掲げる期間(外国派遣職員及び公益法人等派遣職員の派遣期間中のこれに相当する期間を含む。)を除算する。</p> <p>(1)及び(2) 略</p> <p>(3) <u>修学部分休業職員(地方公務員法第26条の2第1項の規定により修学部分休業の承認を受けている職員をいう。以下同じ。)</u>として勤務しなかった期間(当該対象期間中の勤務しなかった時間をいう。)<u>については、その2分の1の期間</u></p> <p>(勤勉手当に係る勤務期間)</p> <p>第8条 略</p> <p>2 前項の期間の算定については、次に掲げる期間(外国派遣職員及び公益法人等派遣職員の派遣期間中のこれに相当する期間を含む。)を除算する。</p> <p>(1)~(7) 略</p> <p>(8) <u>修学部分休業職員として勤務しなかった期間(当該対象期間中の勤務しなかった時間をいう。)</u></p>	<p>(期末手当に係る在職期間)</p> <p>第3条 略</p> <p>2 前項の期間の算定については、次に掲げる期間(外国派遣職員及び公益法人等派遣職員の派遣期間中のこれに相当する期間を含む。)を除算する。</p> <p>(1)及び(2) 略</p> <p>(勤勉手当に係る勤務期間)</p> <p>第8条 略</p> <p>2 前項の期間の算定については、次に掲げる期間(外国派遣職員及び公益法人等派遣職員の派遣期間中のこれに相当する期間を含む。)を除算する。</p> <p>(1)~(7) 略</p>

公平委員会の事務を鳥取県に委託している地方公共団体の管理職員等の範囲を定める規則及びへき地手当に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成16年12月28日

鳥取県人事委員会委員長 奥 田 悦 子

鳥取県人事委員会規則第28号

公平委員会の事務を鳥取県に委託している地方公共団体の管理職員等の範囲を定める規則及びへき地手当

等に関する規則の一部を改正する規則

(公平委員会の事務を鳥取県に委託している地方公共団体の管理職員等の範囲を定める規則の一部改正)

第1条 公平委員会の事務を鳥取県に委託している地方公共団体の管理職員等の範囲を定める規則(昭和41年鳥取県人事委員会規則第31号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中別表の細目の表示に下線が引かれた別表の細目(以下この条において「移動別表細目」という。)に対応する次の表の改正後の欄中別表の細目の表示に下線が引かれた別表の細目(以下この条において「移動後別表細目」という。)が存在する場合には、当該移動別表細目を当該移動後別表細目とし、移動別表細目に対応する移動後別表細目が存在しない場合には、当該移動別表細目を削り、移動後別表細目に対応する移動別表細目が存在しない場合には、当該移動後別表細目を加える。

改 正 後	改 正 前																		
別表(第2条関係) 1~12 略	別表(第2条関係) 1~12 略 13 岸本町																		
	<table border="1"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">機 関</th> <th style="text-align: center;">職</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>議会事務局</td> <td>局長</td> </tr> <tr> <td>町長部局</td> <td>課長 合併推進室長 出納室長 行政改革推進室長 参事</td> </tr> <tr> <td>保育所</td> <td>所長</td> </tr> <tr> <td>保健福祉センター</td> <td>センター長</td> </tr> <tr> <td>教育委員会事務局</td> <td>教育長 教育次長</td> </tr> <tr> <td>公民館</td> <td>館長</td> </tr> <tr> <td>中学校</td> <td>校長 教頭</td> </tr> <tr> <td>小学校</td> <td>校長 教頭</td> </tr> </tbody> </table>	機 関	職	議会事務局	局長	町長部局	課長 合併推進室長 出納室長 行政改革推進室長 参事	保育所	所長	保健福祉センター	センター長	教育委員会事務局	教育長 教育次長	公民館	館長	中学校	校長 教頭	小学校	校長 教頭
機 関	職																		
議会事務局	局長																		
町長部局	課長 合併推進室長 出納室長 行政改革推進室長 参事																		
保育所	所長																		
保健福祉センター	センター長																		
教育委員会事務局	教育長 教育次長																		
公民館	館長																		
中学校	校長 教頭																		
小学校	校長 教頭																		
13 略 14 略 15 略 16 略 17 略 18 略 19 伯耆町	14 略 15 略 16 略 17 略 18 略 19 略																		
<table border="1"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">機 関</th> <th style="text-align: center;">職</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>議会事務局</td> <td>局長</td> </tr> <tr> <td>町長部局</td> <td>課長 出納室長 行政改革推進室長 合併調整室長 地域情報室長 参事 課長補佐(総務課に所属するものに限る。) 行政改革推進室長補佐 財政係長 庶務係長</td> </tr> <tr> <td>保育所</td> <td>所長</td> </tr> <tr> <td>教育委員会事務局</td> <td>教育長 次長</td> </tr> </tbody> </table>	機 関	職	議会事務局	局長	町長部局	課長 出納室長 行政改革推進室長 合併調整室長 地域情報室長 参事 課長補佐(総務課に所属するものに限る。) 行政改革推進室長補佐 財政係長 庶務係長	保育所	所長	教育委員会事務局	教育長 次長									
機 関	職																		
議会事務局	局長																		
町長部局	課長 出納室長 行政改革推進室長 合併調整室長 地域情報室長 参事 課長補佐(総務課に所属するものに限る。) 行政改革推進室長補佐 財政係長 庶務係長																		
保育所	所長																		
教育委員会事務局	教育長 次長																		

公 民 館	館長
図 書 館	館長
学校給食共同調理場	所長
写真美術館事務局	局長
総合スポーツ公園	所長
中 学 校	校長 教頭
小 学 校	校長 教頭
農業委員会事務局	局長

20～22 略

23 略

24 略

25 略

26 略

27 略

28 略

29 略

30 略

31 略

32 略

33 略

34 南部町・伯耆町清掃施設管理組合

略

35 略

備考 略

20～22 略

23 溝口町

機 関	職
議会事務局	局長
町長部局	課長 室長 課長補佐(総務課に所属するものに限る。) 行政係長 財政係長
保 育 所	所長
教育委員会事務局	教育長
中 学 校	校長 教頭
小 学 校	校長 教頭

24 略

25 略

26 略

27 略

28 略

29 略

30 略

31 略

32 略

33 略

34 略

35 岸本町・南部町清掃施設管理組合

略

36 略

備考 略

(へき地手当等に関する規則の一部改正)

第2条 へき地手当等に関する規則(昭和46年鳥取県人事委員会規則第4号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（以下この条において「改正部分」という。）を当該改正部分に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

改 正 後				改 正 前			
別表第1（第2条関係） へ き 地 学 校				別表第1（第2条関係） へ き 地 学 校			
所 在 地	学 校 名	級 別		所 在 地	学 校 名	級 別	
略				略			
西伯郡伯耆町柝原29番地	日光小学校	2級		日野郡溝口町柝原29番地	日光小学校	2級	
西伯郡伯耆町添谷381番地	日光小学校添谷分校	2級		日野郡溝口町添谷381番地	日光小学校添谷分校	2級	
略				略			
西伯郡伯耆町福岡2086番地	二部小学校福岡分校	1級		日野郡溝口町福岡2086番地	二部小学校福岡分校	1級	

附 則

この規則は、平成17年1月1日から施行する。

任期付職員の採用等に関する条例施行規則等の一部を改正する規則をここに公布する。

平成16年12月28日

鳥取県人事委員会委員長 奥 田 悦 子

鳥取県人事委員会規則第29号

任期付職員の採用等に関する条例施行規則等の一部を改正する規則

（任期付職員の採用等に関する条例施行規則の一部改正）

第1条 任期付職員の採用等に関する条例施行規則（平成14年鳥取県人事委員会規則第23号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（以下この条において「改正部分」という。）に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分（以下この条において「改正後部分」という。）が存在する場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正後部分に対応する改正部分が存在しない場合には、当該改正後部分を加える。

改 正 後	改 正 前
<p>（辞令又は通知書の交付）</p> <p>第2条 任命権者（条例第2条第1項に規定する任命権者をいう。）は、次に掲げる場合には、職員（条例第1条に規定する職員をいう。以下同じ。）に対して辞令又は通知書を交付しなければならない。ただし、第3号に掲げる場合のうち、辞令又は通知書の交付によらないことを適当と認める場合は、適当な方法をもって辞令又は通知書の交付に代えることができる。</p>	<p>（辞令又は通知書の交付）</p> <p>第2条 任命権者（条例第2条第1項に規定する任命権者をいう。）は、次に掲げる場合には、職員（条例第1条に規定する職員をいう。以下同じ。）に対して辞令又は通知書を交付しなければならない。ただし、第3号に掲げる場合のうち、辞令又は通知書の交付によらないことを適当と認める場合は、適当な方法をもって辞令又は通知書の交付に代えることができる。</p>

- (1) 条例第 2 条から第 4 条までの規定により任期を定めて職員を採用する場合
- (2) 条例第 2 条から第 4 条までの規定により任期を定めて採用された職員（次号において「任期付職員」という。）の任期を更新する場合
- (3) 略

(特定任期付職員の号級の決定の基準)

第 3 条 特定任期付職員（条例第 7 条第 1 項に規定する特定任期付職員をいう。以下同じ。）の号級は、その者の専門的な知識経験又は識見の度並びにその者が従事する業務の困難及び重要な度に応じて決定するものとし、その決定の基準となるべき標準的な場合は、次の表に定めるとおりとする。

略

(特定任期付職員業績手当)

第 4 条 条例第 7 条第 4 項の特に顕著な業績を挙げたかどうかは、同条第 2 項又は第 3 項の規定により特定任期付職員の給料月額が決定された際に期待された業績に照らして判断するものとする。

- (1) 条例第 2 条の規定により任期を定めて職員を採用する場合
- (2) 条例第 2 条の規定により任期を定めて採用された職員（次号において「任期付職員」という。）の任期を更新する場合
- (3) 略

(特定任期付職員の号級の決定の基準)

第 3 条 特定任期付職員（条例第 4 条第 1 項に規定する特定任期付職員をいう。以下同じ。）の号級は、その者の専門的な知識経験又は識見の度並びにその者が従事する業務の困難及び重要な度に応じて決定するものとし、その決定の基準となるべき標準的な場合は、次の表に定めるとおりとする。

略

(特定任期付職員業績手当)

第 4 条 条例第 4 条第 4 項の特に顕著な業績を挙げたかどうかは、同条第 2 項又は第 3 項の規定により特定任期付職員の給料月額が決定された際に期待された業績に照らして判断するものとする。

(職員の給与の支給に関する規則の一部改正)

第 2 条 職員の給与の支給に関する規則（昭和27年鳥取県人事委員会規則第 3 号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（以下この条において「改正部分」という。）に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分（以下この条において「改正後部分」という。）が存在する場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正後部分に対応する改正部分が存在しない場合には、当該改正後部分を加える。

改 正 後	改 正 前
<p>(短時間勤務職員の給料月額の端数計算)</p> <p>第 2 条の 2 職員の給与に関する条例（昭和26年鳥取県条例第 3 号。以下「給与条例」という。）第 4 条の 2 に規定する短時間勤務職員（以下「短時間勤務職員」という。）について、同条の規定による給料月額に 1 円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額をもって当該職員の給料月額とする。</p> <p>(勤務 1 時間当たりの給与額の算出の基礎となる給料の月額等)</p> <p>第23条 略</p> <p>2 給与条例第16条第 1 項及び第 2 項に規定する人事委員会規則で定める時間数は、勤務時間条例第 2 条第 2 項若しくは第 3 項又は県費負担教職員勤務時間条例第 2 条第 2 項若しくは第 3 項の規定により定められたその者の勤務時間をその者の 1 週間当たりの勤務日（勤務時間条例第 5 条及び県費負担教職員勤務時間条例第</p>	<p>(再任用短時間勤務職員の給料月額の端数計算)</p> <p>第 2 条の 2 職員の給与に関する条例（昭和26年鳥取県条例第 3 号。以下「給与条例」という。）第 4 条の 2 に規定する再任用短時間勤務職員（以下「再任用短時間勤務職員」という。）について、同条の規定による給料月額に 1 円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額をもって当該職員の給料月額とする。</p> <p>(勤務 1 時間当たりの給与額の算出の基礎となる給料の月額等)</p> <p>第23条 略</p> <p>2 給与条例第16条第 1 項及び第 2 項に規定する人事委員会規則で定める時間数は、勤務時間条例第 2 条第 2 項又は県費負担教職員勤務時間条例第 2 条第 2 項の規定により定められたその者の勤務時間をその者の 1 週間当たりの勤務日（勤務時間条例第 5 条及び県費負担教職員勤務時間条例第 5 条に規定する勤務日をいう。</p>

5条に規定する勤務日をいう。以下同じ。)の日数で除して得た時間に、18にその者の1週間当たりの勤務日の日数を5で除して得た数を乗じて得た時間数とする。

3 給与条例第16条第2項に規定する特殊勤務手当のうち人事委員会規則で定めるものは、職員の特殊勤務手当に関する条例(昭和27年鳥取県条例第39号)に規定する特殊勤務手当のうち同条例第11条に規定する漁労手当、同条例第16条に規定する多学年学級担当手当及び同条例第24条に規定する夜間看護手当を除く特殊勤務手当並びに警察職員の特殊勤務手当に関する条例(昭和29年鳥取県条例第40号)第2条第1号に規定する特殊勤務手当とする。ただし、当該手当が日によって定められたものである場合であって、当該手当の支給対象となる勤務が、短時間勤務職員が正規の勤務時間が割り振られた日において正規の勤務時間外にした勤務であり、かつ、当該勤務の時間と当該勤務をした日における正規の勤務時間との合計が8時間に達するまでの間のものである場合における当該手当を除く。

4 給与条例第16条第2項に規定する人事委員会規則で定める額は、次に掲げる額とする。

(1)及び(2) 略

(3) 月によって定められた特殊勤務手当については、その金額に12を乗じ、その額を1週間当たりの勤務時間に52を乗じたものから8時間(短時間勤務職員にあっては、勤務時間条例第2条第2項又は第3項の規定により定められたその者の勤務時間をその者の1週間当たりの勤務日の日数で除して得た時間)に18(短時間勤務職員にあっては、18にその者の1週間当たりの勤務日の日数を5で除して得た数を乗じて得た数)を乗じたものを減じたもので除して得た金額

(4) 回によって定められた特殊勤務手当については、その金額の一の計算期間の合計額に12を乗じ、その額を1週間当たりの勤務時間に52を乗じたものから8時間(短時間勤務職員にあっては、勤務時間条例第2条第2項又は第3項の規定により定められたその者の勤務時間をその者の1週間当たりの勤務日の日数で除して得た時間)に18(短時間勤務職員にあっては、18にその者の1週間当たりの勤務日の日数を5で除して得た数を乗じて得た数)を乗じたものを減じたもので除して得た金額

以下同じ。)の日数で除して得た時間に、18にその者の1週間当たりの勤務日の日数を5で除して得た数を乗じて得た数を乗じて得た時間数とする。

3 給与条例第16条第2項に規定する特殊勤務手当のうち人事委員会規則で定めるものは、職員の特殊勤務手当に関する条例(昭和27年鳥取県条例第39号)に規定する特殊勤務手当のうち同条例第11条に規定する漁労手当、同条例第16条に規定する多学年学級担当手当及び同条例第24条に規定する夜間看護手当を除く特殊勤務手当並びに警察職員の特殊勤務手当に関する条例(昭和29年鳥取県条例第40号)第2条第1号に規定する特殊勤務手当とする。ただし、当該手当が日によって定められたものである場合であって、当該手当の支給対象となる勤務が、再任用短時間勤務職員が正規の勤務時間が割り振られた日において正規の勤務時間外にした勤務であり、かつ、当該勤務の時間と当該勤務をした日における正規の勤務時間との合計が8時間に達するまでの間のものである場合における当該手当を除く。

4 給与条例第16条第2項に規定する人事委員会規則で定める額は、次に掲げる額とする。

(1)及び(2) 略

(3) 月によって定められた特殊勤務手当については、その金額に12を乗じ、その額を1週間当たりの勤務時間に52を乗じたものから8時間(再任用短時間勤務職員にあっては、勤務時間条例第2条第2項の規定により定められたその者の勤務時間をその者の1週間当たりの勤務日の日数で除して得た時間)に18(再任用短時間勤務職員にあっては、18にその者の1週間当たりの勤務日の日数を5で除して得た数を乗じて得た数)を乗じたものを減じたもので除して得た金額

(4) 回によって定められた特殊勤務手当については、その金額の一の計算期間の合計額に12を乗じ、その額を1週間当たりの勤務時間に52を乗じたものから8時間(再任用短時間勤務職員にあっては、勤務時間条例第2条第2項の規定により定められたその者の勤務時間をその者の1週間当たりの勤務日の日数で除して得た時間)に18(再任用短時間勤務職員にあっては、18にその者の1週間当たりの勤務日の日数を5で除して得た数を乗じて得た数)を乗じたものを減じたもので除して得た金額

(警察職員の特殊勤務手当の支給に関する規則の一部改正)

第3条 警察職員の特殊勤務手当の支給に関する規則(昭和29年鳥取県人事委員会規則第16号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分(以下この条において「改正部分」という。)に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分(以下この条において「改正後部分」という。)が存在する場合には、当該

改正部分を当該改正後部分に改め、改正部分に対応する改正後部分が存在しない場合には、当該改正部分を削り、改正後部分に対応する改正部分が存在しない場合には、当該改正後部分を加える。

改 正 後	改 正 前
<p>(作業手当の額等)</p> <p>第3条 略</p> <p>2 略</p> <p>3 次に掲げる作業に職員の給与に関する条例(昭和26年鳥取県条例第3号)第4条の2に規定する短時間勤務職員(以下「短時間勤務職員」という。)が従事した場合における作業手当(月によって定められたものに限る。)の額は、第1項第1号ア、第2号ア、第3号アの(ア)及びイの(ア)並びに第4号アの(ア)の規定にかかわらず、それぞれに規定する額に職員の勤務時間、休暇等に関する条例(平成6年鳥取県条例第35号)第2条第2項又は第3項の規定により定められたその者の勤務時間を同条第1項に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額とする。</p> <p>(1)~(4) 略</p> <p>4~8 略</p>	<p>(作業手当の額等)</p> <p>第3条 略</p> <p>2 略</p> <p>3 次の各号に掲げる作業に職員の給与に関する条例(昭和26年鳥取県条例第3号)第4条の2に規定する再任用短時間勤務職員(以下「再任用短時間勤務職員」という。)が従事した場合における作業手当(月によって定められたものに限る。)の額は、第1項第1号ア、第2号ア、第3号アの(ア)及びイの(ア)並びに第4号アの(ア)の規定にかかわらず、それぞれに規定する額に職員の勤務時間、休暇等に関する条例(平成6年鳥取県条例第35号。以下「勤務時間条例」という。)第2条第2項の規定により定められたその者の勤務時間を同条第1項に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額とする。</p> <p>(1)~(4) 略</p> <p>4~8 略</p>

(職員の特殊勤務手当の支給に関する規則の一部改正)

第4条 職員の特殊勤務手当の支給に関する規則(昭和31年鳥取県人事委員会規則第5号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分(以下この条において「改正部分」という。)に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分(以下この条において「改正後部分」という。)が存在する場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正後部分に対応する改正部分が存在しない場合には、当該改正後部分を加える。

改 正 後	改 正 前
<p>(手当の支給の特例)</p> <p>第16条 略</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、次に掲げる特殊勤務手当が支給される業務に給与条例第4条の2に規定する短時間勤務職員(以下「短時間勤務職員」という。)が従事した場合における当該特殊勤務手当の額は、それぞれ条例に規定する額に勤務時間条例第2条第2項又は第3項の規定により定められたその者の勤務時間を同条第1項に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額とする。</p> <p>(1)~(5) 略</p> <p>3 前2項の規定にかかわらず、<u>短時間勤務職員</u>の月の1日から末日までの間における前項各号に掲げる特殊勤務手当の支給される業務に従事した日数がその月の現日数から勤務時間条例第3条第1項に規定する週休日の日数(その月の中途において新たに採用された職員その他の人事委員会の定める職員にあっては、人事</p>	<p>(手当の支給の特例)</p> <p>第16条 略</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、次に掲げる特殊勤務手当が支給される業務に給与条例第4条の2に規定する再任用短時間勤務職員(以下「再任用短時間勤務職員」という。)が従事した場合における当該特殊勤務手当の額は、それぞれ条例に規定する額に勤務時間条例第2条第2項の規定により定められたその者の勤務時間を同条第1項に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額とする。</p> <p>(1)~(5) 略</p> <p>3 前2項の規定にかかわらず、<u>再任用短時間勤務職員</u>の月の1日から末日までの間における前項各号に掲げる特殊勤務手当の支給される業務に従事した日数がその月の現日数から勤務時間条例第3条第1項に規定する週休日の日数(その月の中途において新たに採用された職員その他の人事委員会の定める職員にあっては、人事</p>

委員会の定める日数)を差し引いた日数(以下この項において「要勤務日数」という。)に15を常時勤務を要する職員の要勤務日数を考慮して人事委員会の定める数(以下この項において「特定数」という。)で除して得た数を乗じて得た日数(その日数に1日未満の端数があるときは、これを四捨五入して得た日数。以下この項において同じ。)未満である場合の特殊勤務手当の額は、当該業務に従事した日数が要勤務日数に8を特定数で除して得た数を乗じて得た日数以上要勤務日数に15を特定数で除して得た数を乗じて得た日数未満である場合にあっては100分の60を、1日以上要勤務日数に8を特定数で除して得た数を乗じて得た日数未満である場合にあっては100分の30を、それぞれ前項の規定により求められた額に乘じて得た額とする。

4 略

人事委員会の定める日数)を差し引いた日数(以下この項において「要勤務日数」という。)に15を常時勤務を要する職員の要勤務日数を考慮して人事委員会の定める数(以下この項において「特定数」という。)で除して得た数を乗じて得た日数(その日数に1日未満の端数があるときは、これを四捨五入して得た日数。以下この項において同じ。)未満である場合の特殊勤務手当の額は、当該業務に従事した日数が要勤務日数に8を特定数で除して得た数を乗じて得た日数以上要勤務日数に15を特定数で除して得た数を乗じて得た日数未満である場合にあっては100分の60を、1日以上要勤務日数に8を特定数で除して得た数を乗じて得た日数未満である場合にあっては100分の30を、それぞれ前項の規定により求められた額に乘じて得た額とする。

4 略

(職員の給料の調整額に関する規則の一部改正)

第5条 職員の給料の調整額に関する規則(昭和31年鳥取県人事委員会規則第18号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分(以下この条において「改正部分」という。)に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分(以下この条において「改正後部分」という。)が存在する場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正後部分に対応する改正部分が存在しない場合には、当該改正後部分を加える。

改 正 後	改 正 前
<p>(給料の調整を行う職及び調整額)</p> <p>第2条 略</p> <p>2 職員の給料の調整額は、当該職員に適用される給料表及び職務の級に応じて別表第2に掲げる調整基本額にその者に係る別表第1の調整数欄に掲げる調整数を乗じて得た額(給与条例第4条の2に規定する短時間勤務職員(以下「短時間勤務職員」という。)にあっては、その額に職員の勤務時間、休暇等に関する条例(平成6年鳥取県条例第35号。以下「勤務時間条例」という。)第2条第2項若しくは第3項又は県費負担教職員の勤務時間、休暇等に関する条例(平成6年鳥取県条例第36号。以下「県費負担教職員勤務時間条例」という。)第2条第2項若しくは第3項の規定により定められたその者の勤務時間を勤務時間条例第2条第1項又は県費負担教職員勤務時間条例第2条第1項に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額とし、その額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額とする。)とする。ただし、その額が給料月額額の100分の25を超えるときは、給料月額額の100分の25に相当する額(短時間勤務職員について、その額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた</p>	<p>(給料の調整を行う職及び調整額)</p> <p>第2条 略</p> <p>2 職員の給料の調整額は、当該職員に適用される給料表及び職務の級に応じて別表第2に掲げる調整基本額にその者に係る別表第1の調整数欄に掲げる調整数を乗じて得た額(給与条例第4条の2に規定する再任用短時間勤務職員(以下「再任用短時間勤務職員」という。)にあっては、その額に職員の勤務時間、休暇等に関する条例(平成6年鳥取県条例第35号。以下「勤務時間条例」という。)第2条第2項又は県費負担教職員の勤務時間、休暇等に関する条例(平成6年鳥取県条例第36号。以下「県費負担教職員勤務時間条例」という。)第2条第2項の規定により定められたその者の勤務時間を勤務時間条例第2条第1項又は県費負担教職員勤務時間条例第2条第1項に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額とし、その額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額とする。)とする。ただし、その額が給料月額額の100分の25を超えるときは、給料月額額の100分の25に相当する額(再任用短時間勤務職員について、その額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額)と</p>

額)とする。	する。
--------	-----

(給料表の適用範囲に関する規則の一部改正)

第6条 給料表の適用範囲に関する規則(昭和32年鳥取県人事委員会規則第7号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分(以下この条において「改正部分」という。)を当該改正部分に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

改 正 後	改 正 前
<p>(教育職給料表)</p> <p>第2条 教育職給料表(1)は、次に掲げる職員に対して適用する。</p> <p>(1) 高等学校、盲学校、聾学校又は養護学校の校長、教頭、教諭、養護教諭、講師(常時勤務する者及び地方公務員法(昭和25年法律第261号)第28条の5第1項に規定する短時間勤務の職を占める職員(以下「短時間勤務職員」という。))に限る。) 助教諭、養護助教諭、実習助手及び寄宿舎指導員</p> <p>(2)~(11) 略</p> <p>2 略</p> <p>3 教育職給料表(2)は、次に掲げる職員に対して適用する。</p> <p>(1) 中学校又は小学校の校長、教頭、教諭、養護教諭、講師(常時勤務する者及び短時間勤務職員に限る。) 助教諭及び養護助教諭</p> <p>(2)~(12) 略</p> <p>4 略</p>	<p>(教育職給料表)</p> <p>第2条 教育職給料表(1)は、次に掲げる職員に対して適用する。</p> <p>(1) 高等学校、盲学校、聾学校又は養護学校の校長、教頭、教諭、養護教諭、講師(常時勤務する者及び地方公務員法(昭和25年法律第261号)第28条の5第1項に規定する短時間勤務の職を占める職員(以下「再任用短時間勤務職員」という。))に限る。) 助教諭、養護助教諭、実習助手及び寄宿舎指導員</p> <p>(2)~(11) 略</p> <p>2 略</p> <p>3 教育職給料表(2)は、次に掲げる職員に対して適用する。</p> <p>(1) 中学校又は小学校の校長、教頭、教諭、養護教諭、講師(常時勤務する者及び再任用短時間勤務職員に限る。) 助教諭及び養護助教諭</p> <p>(2)~(12) 略</p> <p>4 略</p>

(職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の一部改正)

第7条 職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則(昭和32年鳥取県人事委員会規則第10号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分(以下この条において「改正部分」という。)に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分(以下この条において「改正後部分」という。)が存在する場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正部分に対応する改正後部分が存在しない場合には、当該改正部分を削り、改正後部分に対応する改正部分が存在しない場合には、当該改正後部分を加える。

改 正 後	改 正 前
<p>(昇給についての勤務成績の証明)</p> <p>第10条 給与条例第4条第6項又は次条の規定による昇給は、昇給させようとする者の勤務成績について、その者の職務について監督する地位にある者の証明を得て行わなければならない。</p> <p>2 略</p> <p>(最高号給を超える昇給)</p> <p>第11条 職務の級の最高の号給又は最高の号給を超える</p>	<p>(昇給についての勤務成績の証明)</p> <p>第10条 給与条例第4条第6項又は第11条の規定による昇給は、昇給させようとする者の勤務成績について、その者の職務について監督する地位にある者の証明を得て行わなければならない。</p> <p>2 略</p> <p>(最高号給を超える昇給)</p> <p>第11条 職務の級の最高の号給又は最高の号給を超える</p>

給料月額を受ける職員（地方公務員の育児休業等に関する法律（平成3年法律第110号）第6条第1項又は任期付職員の採用等に関する条例（平成14年鳥取県条例第67号）第3条若しくは第4条の規定により任期を定めて採用された職員を除く。次条、第14条、第15条、第17条、第18条、第20条及び第21条において同じ。）がその現に受ける給料月額を受けるに至った時から給与条例第4条第8項ただし書に規定する期間を良好な成績で勤務したときは、その者の属する職務の級の最高の号給とその1号給下位の号給との差額をその者の現に受ける給料月額に加えた額に昇給させることができる。

第13条 職員のうち、次の各号のいずれかに該当するものに対しては、前条の規定は適用しないものとする。

(1) 略

(2) 第19条第2項に定める昇給の時期以前1年前において、勤務日等（職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成6年鳥取県条例第35号。以下「勤務時間条例」という。）第12条第1項及び県費負担教職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成6年鳥取県条例第36号。以下「県費負担教職員勤務時間条例」という。）第10条第1項に規定する勤務日等をいう。）から休日等（給与条例第12条に規定する祝日法による休日等及び年末年始の休日等をいう。）を除いた日のうち、次に掲げる事由により勤務しなかった期間及び任命権者（県費負担教職員にあっては市町村教育委員会）の承認を得ずして勤務しなかった期間が通算して30日を超える職員

ア 略

イ 地方公務員の育児休業等に関する法律第2条の規定による育児休業又は同法第9条第1項の規定による部分休業

ウ～オ 略

(3)~(12) 略

給料月額を受ける職員がその現に受ける給料月額を受けるに至った時から給与条例第4条第8項ただし書に規定する期間を良好な成績で勤務したときは、その者の属する職務の級の最高の号給とその1号給下位の号給との差額をその者の現に受ける給料月額に加えた額に昇給させることができる。

第13条 職員のうち、次の各号のいずれかに該当するものに対しては、前条の規定は適用しないものとする。

(1) 略

(2) 第19条第2項に定める昇給の時期以前1年前において、勤務日等（職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成6年鳥取県条例第35号。以下「勤務時間条例」という。）第12条第1項及び県費負担教職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成6年鳥取県条例第36号。以下「県費負担教職員勤務時間条例」という。）第10条第1項に規定する勤務日等をいう。）から休日等（給与条例第12条に規定する祝日法による休日等及び年末年始の休日等をいう。）を除いた日のうち、次に掲げる事由により勤務しなかった期間及び任命権者（県費負担教職員にあっては市町村教育委員会）の承認を得ずして勤務しなかった期間が通算して30日を超える職員

ア 略

イ 地方公務員の育児休業等に関する法律（平成3年法律第110号）第2条の規定による育児休業又は同法第9条第1項の規定による部分休業

ウ～オ 略

(3)~(12) 略

（通勤手当の支給に関する規則の一部改正）

第8条 通勤手当の支給に関する規則（昭和33年鳥取県人事委員会規則第21号）の一部を次のように改正する。
次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分を同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

改 正 後	改 正 前
（ <u>短時間勤務職員に係る通勤手当の減額</u> ） 第8条の2 略	（ <u>再任用短時間勤務職員に係る通勤手当の減額</u> ） 第8条の2 略

（管理職手当に関する規則の一部改正）

第9条 管理職手当に関する規則（昭和33年鳥取県人事委員会規則第22号）の一部を次のように改正する。
次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（以下この条において「改正部分」という。）を当該改正部分に

対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

改 正 後	改 正 前
<p>(支給額)</p> <p>第3条 前条に規定する職を占める職員に支給する管理職手当の額は、当該職を占める職員の給料月額に、別表右欄に掲げる区分に応じ、次に掲げる支給割合を乗じて得た額(給与条例第4条の2に規定する短時間勤務職員について、その額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額)とする。</p> <p>(1)~(6) 略</p>	<p>(支給額)</p> <p>第3条 前条に規定する職を占める職員に支給する管理職手当の額は、当該職を占める職員の給料月額に、別表右欄に掲げる区分に応じ、<u>次の各号</u>に掲げる支給割合を乗じて得た額(給与条例第4条の2に規定する再任用短時間勤務職員について、その額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額)とする。</p> <p>(1)~(6) 略</p>

(期末手当及び勤勉手当の支給に関する規則の一部改正)

第10条 期末手当及び勤勉手当の支給に関する規則(昭和41年鳥取県人事委員会規則第4号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分(以下この条において「改正部分」という。)を当該改正部分に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

改 正 後	改 正 前																		
<p>第2条の4 条例第16条の4第5項に規定する人事委員会規則で定める管理又は監督の地位にある職員は、管理職手当に関する規則の規定による管理職手当に係る区分が1種又は2種の職を占める職員、任期付研究員の採用等に関する条例(平成13年鳥取県条例第4号。以下「任期付研究員条例」という。)第6条第1項の給料表の適用を受ける職員(4号給以上の給料月額を受ける職員に限る。以下「任期付研究員」という。)及び任期付職員の採用等に関する条例(平成14年鳥取県条例第67号。以下「任期付職員条例」という。)第7条第1項の給料表の適用を受ける職員(5号給以上の給料月額を受ける職員に限る。以下「特定任期付職員」という。)とする。</p> <p>2 略</p> <p>別表第1(第2条の3関係)</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">給 料 表</th> <th style="text-align: center;">職 員</th> <th style="text-align: center;">加算割合</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="3" style="text-align: center;">略</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">任期付職員条例第7条第1項の給料表</td> <td style="text-align: center;">略</td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>備考 略</p>	給 料 表	職 員	加算割合	略			任期付職員条例第7条第1項の給料表	略		<p>第2条の4 条例第16条の4第5項に規定する人事委員会規則で定める管理又は監督の地位にある職員は、管理職手当に関する規則の規定による管理職手当に係る区分が1種又は2種の職を占める職員、任期付研究員の採用等に関する条例(平成13年鳥取県条例第4号。以下「任期付研究員条例」という。)第6条第1項の給料表の適用を受ける職員(4号給以上の給料月額を受ける職員に限る。以下「任期付研究員」という。)及び任期付職員の採用等に関する条例(平成14年鳥取県条例第67号。以下「任期付職員条例」という。)第4条第1項の給料表の適用を受ける職員(5号給以上の給料月額を受ける職員に限る。以下「特定任期付職員」という。)とする。</p> <p>2 略</p> <p>別表第1(第2条の3関係)</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">給 料 表</th> <th style="text-align: center;">職 員</th> <th style="text-align: center;">加算割合</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="3" style="text-align: center;">略</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">任期付職員条例第4条第1項の給料表</td> <td style="text-align: center;">略</td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>備考 略</p>	給 料 表	職 員	加算割合	略			任期付職員条例第4条第1項の給料表	略	
給 料 表	職 員	加算割合																	
略																			
任期付職員条例第7条第1項の給料表	略																		
給 料 表	職 員	加算割合																	
略																			
任期付職員条例第4条第1項の給料表	略																		

(職員の旅費に関する条例施行規則の一部改正)

第11条 職員の旅費に関する条例施行規則(昭和45年鳥取県人事委員会規則第25号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分を同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

改 正 後	改 正 前
<p>(国家公務員の職務の級に相当する職員の職務の級) 第14条の2 略 2及び3 略 4 任期付職員の採用等に関する条例(平成14年鳥取県条例第67号)第7条第1項に規定する特定任期付職員にあっては、任命権者が人事委員会と協議して定めるものを、行政職級号給とみなして第1項の規定を適用する。</p>	<p>(国家公務員の職務の級に相当する職員の職務の級) 第14条の2 略 2及び3 略 4 任期付職員の採用等に関する条例(平成14年鳥取県条例第67号)第4条第1項に規定する特定任期付職員にあっては、任命権者が人事委員会と協議して定めるものを、行政職級号給とみなして第1項の規定を適用する。</p>

(教職調整額の支給方法等に関する規則の一部改正)

第12条 教職調整額の支給方法等に関する規則(昭和47年鳥取県人事委員会規則第1号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分(以下この条において「改正部分」という。)を当該改正部分に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

改 正 後	改 正 前
<p>(短時間勤務職員の教職調整額の端数計算) 第3条 職員の給与に関する条例(昭和26年鳥取県条例第3号)第4条の2に規定する短時間勤務職員について、条例第3条第1項の規定による教職調整額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額をもって当該職員の教職調整額とする。</p>	<p>(再任用短時間勤務職員の教職調整額の端数計算) 第3条 職員の給与に関する条例(昭和26年鳥取県条例第3号)第4条の2に規定する再任用短時間勤務職員について、条例第3条第1項の規定による教職調整額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額をもって当該職員の教職調整額とする。</p>

(義務教育等教員特別手当に関する規則の一部改正)

第13条 義務教育等教員特別手当に関する規則(昭和50年鳥取県人事委員会規則第19号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分(以下この条において「改正部分」という。)に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分(以下この条において「改正後部分」という。)が存在する場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正後部分に対応する改正部分が存在しない場合には、当該改正後部分を加える。

改 正 後	改 正 前
<p>(義務教育等教員特別手当の月額) 第4条 義務教育等教員特別手当の月額は、次の各号に掲げる職員の区分に応じて、当該各号に掲げる額(条例第4条の2に規定する短時間勤務職員にあっては、その額に職員の勤務時間、休暇等に関する条例(平成6年鳥取県条例第35号。以下「勤務時間条例」という。))第2条第2項若しくは第3項又は県費負担教職員の勤務時間、休暇等に関する条例(平成6年鳥取県条例第36号。以下「県費負担教職員勤務時間条例」という。))第2条第2項若しくは第3項の規定により定められたその者の勤務時間を勤務時間条例第2条第1項又は県</p>	<p>(義務教育等教員特別手当の月額) 第4条 義務教育等教員特別手当の月額は、次の各号に掲げる職員の区分に応じて、当該各号に掲げる額(条例第4条の2に規定する再任用短時間勤務職員にあっては、その額に職員の勤務時間、休暇等に関する条例(平成6年鳥取県条例第35号。以下「勤務時間条例」という。))第2条第2項又は県費負担教職員の勤務時間、休暇等に関する条例(平成6年鳥取県条例第36号。以下「県費負担教職員勤務時間条例」という。))第2条第2項の規定により定められたその者の勤務時間を勤務時間条例第2条第1項又は県費負担教職員勤務時</p>

費負担教職員勤務時間条例第2条第1項に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額とし、その額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額とする。)とする。

(1)~(5) 略

間条例第2条第1項に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額とし、その額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額とする。)とする。

(1)~(5) 略

(管理職員特別勤務手当の支給に関する規則の一部改正)

第14条 管理職員特別勤務手当の支給に関する規則(平成3年鳥取県人事委員会規則第26号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分(以下この条において「改正部分」という。)を当該改正部分に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

改 正 後	改 正 前
<p>(管理職員特別勤務手当の額等)</p> <p>第3条 給与条例第16条の3第2項の人事委員会規則で定める額は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める額とする。</p> <p>(1)及び(2) 略</p> <p>(3) 任期付職員の採用等に関する条例(平成14年鳥取県条例第67号。以下「任期付職員条例」という。)第7条第1項に規定する特定任期付職員 次に掲げる当該職員が受ける同項の給料表の号給又は給料月額に応じ、それぞれに定める額</p> <p>ア 6号給及び7号給並びに任期付職員条例第7条第3項の規定による給料月額 1万2,000円</p> <p>イ~エ 略</p> <p>2 略</p>	<p>(管理職員特別勤務手当の額等)</p> <p>第3条 給与条例第16条の3第2項の人事委員会規則で定める額は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める額とする。</p> <p>(1)及び(2) 略</p> <p>(3) 任期付職員の採用等に関する条例(平成14年鳥取県条例第67号。以下「任期付職員条例」という。)第4条第1項に規定する特定任期付職員 次に掲げる当該職員が受ける同項の給料表の号給又は給料月額に応じ、それぞれに定める額</p> <p>ア 6号給及び7号給並びに任期付職員条例第4条第3項の規定による給料月額 1万2,000円</p> <p>イ~エ 略</p> <p>2 略</p>

(職員の勤務時間、休暇等に関する規則の一部改正)

第15条 職員の勤務時間、休暇等に関する規則(平成6年鳥取県人事委員会規則第15号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分(以下この条において「改正部分」という。)に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分(以下この条において「改正後部分」という。)が存在する場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正後部分に対応する改正部分が存在しない場合には、当該改正後部分を加える。

改 正 後	改 正 前
<p>(時間外勤務を命ずる際の考慮)</p> <p>第10条 略</p> <p>2 任命権者は、条例第10条第2項の規定に基づき正規の勤務時間以外の時間において短時間勤務職員(条例第3条第1項に規定する短時間勤務職員をいう。以下同じ。)に勤務することを命ずる場合には、短時間勤務職員の正規の勤務時間が常時勤務を要する職員の勤務時間より短く定められている趣旨に十分留意しなければならない。</p>	<p>(時間外勤務を命ずる際の考慮)</p> <p>第10条 略</p> <p>2 任命権者は、条例第10条第2項の規定に基づき正規の勤務時間以外の時間において再任用短時間勤務職員(条例第2条第2項に規定する再任用短時間勤務職員をいう。以下同じ。)に勤務することを命ずる場合には、再任用短時間勤務職員の正規の勤務時間が常時勤務を要する職員の勤務時間より短く定められている趣旨に十分留意しなければならない。</p>

(年次有給休暇の日数)

第11条の2 条例第14条第1項第1号の人事委員会規則で定める日数は、160時間に条例第2条第2項又は第3項に基づき定められた短時間勤務職員の勤務時間数を40で除して得た数を乗じて得た時間数を、1日当たりの平均勤務時間数を1日として日に換算して得た日数(当該日数に1日未満の端数があるときは、これを四捨五入して得た日数)とする。ただし、その日数が労働基準法(昭和22年法律第49号)第39条の規定により付与すべきものとされている日数を下回る場合には、同条の規定により付与すべきものとされている日数とする。

2 略

第12条 条例第14条第1項第2号の人事委員会規則で定める日数は、当該職員が採用された月に応じ、別表第1の日数欄に掲げる日数(短時間勤務職員にあっては、その者の勤務時間等を考慮して人事委員会が別に定める日数とする。以下この条において「基本日数」という。)とする。

2~5 略

(年次有給休暇の単位及び計算)

第14条 略

2 前項の規定にかかわらず、短時間勤務職員の年次有給休暇の単位は、1時間とする。

3 職員(短時間勤務職員を除く。)が1時間を単位として使用した年次有給休暇を、日に換算する場合は、8時間をもって1日とする。

4 短時間勤務職員が1時間を単位として使用した年次有給休暇を日に換算する場合は、1日当たりの平均勤務時間数をもって1日とする。

(年次有給休暇の日数)

第11条の2 条例第14条第1項第1号の人事委員会規則で定める日数は、160時間に条例第2条第2項に基づき定められた再任用短時間勤務職員の勤務時間数を40で除して得た数を乗じて得た時間数を、1日当たりの平均勤務時間数を1日として日に換算して得た日数(当該日数に1日未満の端数があるときは、これを四捨五入して得た日数)とする。ただし、その日数が労働基準法(昭和22年法律第49号)第39条の規定により付与すべきものとされている日数を下回る場合には、同条の規定により付与すべきものとされている日数とする。

2 略

第12条 条例第14条第1項第2号の人事委員会規則で定める日数は、当該職員が採用された月に応じ、別表第1の日数欄に掲げる日数(再任用短時間勤務職員にあっては、その者の勤務時間等を考慮して人事委員会が別に定める日数とする。以下この条において「基本日数」という。)とする。

2~5 略

(年次有給休暇の単位及び計算)

第14条 略

2 前項の規定にかかわらず、再任用短時間勤務職員の年次有給休暇の単位は、1時間とする。

3 職員(再任用短時間勤務職員を除く。)が1時間を単位として使用した年次有給休暇を、日に換算する場合は、8時間をもって1日とする。

4 再任用短時間勤務職員が1時間を単位として使用した年次有給休暇を日に換算する場合は、1日当たりの平均勤務時間数をもって1日とする。

(県費負担教職員の勤務時間、休暇等に関する規則の一部改正)

第16条 県費負担教職員の勤務時間、休暇等に関する規則(平成6年鳥取県人事委員会規則第17号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分(以下この条において「改正部分」という。)に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分(以下この条において「改正後部分」という。)が存在する場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正後部分に対応する改正部分が存在しない場合には、当該改正後部分を加える。

改 正 後	改 正 前
<p>(時間外勤務を命ずる際の考慮)</p> <p>第9条 略</p> <p>2 市町村教育委員会は、条例第8条第2項の規定に基づき正規の勤務時間以外の時間において短時間勤務職員(条例第3条第1項に規定する短時間勤務職員をい</p>	<p>(時間外勤務を命ずる際の考慮)</p> <p>第9条 略</p> <p>2 市町村教育委員会は、条例第8条第2項の規定に基づき正規の勤務時間以外の時間において再任用短時間勤務職員(条例第2条第2項に規定する再任用短時間</p>

う。以下同じ。)に勤務することを命ずる場合には、**短時間勤務職員の正規の勤務時間が常時勤務を要する職員の勤務時間より短く定められている趣旨に十分留意しなければならない。**

(年次有給休暇の日数)

第10条の2 条例第12条第1項第1号の人事委員会規則で定める日数は、160時間に条例第2条第2項又は第3項に基づき定められた**短時間勤務職員の勤務時間数を40で除して得た数を乗じて得た時間数を、1日当たりの平均勤務時間数を1日として日に換算して得た日数**(当該日数に1日未満の端数があるときは、これを四捨五入して得た日数)とする。ただし、その日数が労働基準法(昭和22年法律第49号)第39条の規定により付与すべきものとされている日数を下回る場合には、同条の規定により付与すべきものとされている日数とする。

2 略

第11条 条例第12条第1項第2号の人事委員会規則で定める日数は、当該職員が採用された月に応じ、別表第1の日数欄に掲げる日数(**短時間勤務職員**にあつては、その者の勤務時間等を考慮し、人事委員会が別に定める日数とする。以下この条において「基本日数」という。)とする。

2～5 略

(年次有給休暇の単位及び計算)

第13条 略

2 前項の規定にかかわらず、**短時間勤務職員**の年次有給休暇の単位は、1時間とする。

3 職員(**短時間勤務職員**を除く。)が1時間を単位として使用した年次有給休暇を、日に換算する場合は、**8時間**をもって1日とする。

4 **短時間勤務職員**が1時間を単位として使用した年次有給休暇を日に換算する場合は、1日当たりの平均勤務時間数をもって1日とする。

勤務職員をいう。以下同じ。)に勤務することを命ずる場合には、**再任用短時間勤務職員の正規の勤務時間が常時勤務を要する職員の勤務時間より短く定められている趣旨に十分留意しなければならない。**

(年次有給休暇の日数)

第10条の2 条例第12条第1項第1号の人事委員会規則で定める日数は、160時間に条例第2条第2項に基づき定められた**再任用短時間勤務職員の勤務時間数を40で除して得た数を乗じて得た時間数を、1日当たりの平均勤務時間数を1日として日に換算して得た日数**(当該日数に1日未満の端数があるときは、これを四捨五入して得た日数)とする。ただし、その日数が労働基準法(昭和22年法律第49号)第39条の規定により付与すべきものとされている日数を下回る場合には、同条の規定により付与すべきものとされている日数とする。

2 略

第11条 条例第12条第1項第2号の人事委員会規則で定める日数は、当該職員が採用された月に応じ、別表第1の日数欄に掲げる日数(**再任用短時間勤務職員**にあつては、その者の勤務時間等を考慮し、人事委員会が別に定める日数とする。以下この条において「基本日数」という。)とする。

2～5 略

(年次有給休暇の単位及び計算)

第13条 略

2 前項の規定にかかわらず、**再任用短時間勤務職員**の年次有給休暇の単位は、1時間とする。

3 職員(**再任用短時間勤務職員**を除く。)が1時間を単位として使用した年次有給休暇を、日に換算する場合は、**8時間**をもって1日とする。

4 **再任用短時間勤務職員**が1時間を単位として使用した年次有給休暇を日に換算する場合は、1日当たりの平均勤務時間数をもって1日とする。

附 則

この規則は、任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例(平成16年鳥取県条例第73号)の施行の日から施行する。

